

〔設問 I〕

1 Yの罪責

殺人罪（Yの行為①） ..... 5

(1) 成立要件

- ・人を殺した
- ・故意

(2) 共犯関係、罪数

- ・後述

2 Xの罪責

傷害致死罪の共同正犯（Xの行為①）

(1) 共同正犯 ..... 20

ア 共謀

- ・正犯意思、重要な役割

イ 共謀に基づく実行行為

- ・共謀の因果性（共謀の射程）

(2) 抽象的事実の錯誤 ..... 20

ア 殺人罪

- ・刑法 38 条 2 項

イ 傷害致死罪

- ・構成要件の重なり合い
- ・結果的加重犯の共同正犯

(3) 異なる構成要件間の共同正犯 ..... 8

(4) Yの罪数 ..... 5

← ここでは結論だけを示し、Xのところで具体的な検討をするのが効率的だと思います（p. 154）。

※ 共謀の因果性（共謀の射程）を肯定した場合の答案構成です。

← ここが1つのポイント（pp. 150-152）。詳しく検討します。

← もう1つのポイントがここ（pp. 152-153）。詳しく検討します。

← ここでYの罪数について検討します（p. 154）。

〔設問2〕

1 Yの罪責

殺人罪（Yの行為①） ..... 5

(1) 成立要件

- ・人を殺した
- ・故意

(2) 共犯関係、罪数

- ・後述

2 Xの罪責

傷害致死罪の共同正犯（Xの行為①）

(1) 共同正犯 ..... 20

ア 共謀

- ・正犯意思、重要な役割
- ・異なる構成要件間の共同正犯

イ 共謀に基づく実行行為

(2) 抽象的事実の錯誤 ..... 12

- ・構成要件の重なり合い
- ・結果的加重犯の共同正犯

(3) 結論、Yの罪数 ..... 5

← やはりここでは結論だけを示し、具体的な検討はXのところで行います。

← 〔設問2〕では、ここを手厚く論じます（pp. 155-156）。〔設問1〕と重点の置きどころが違うので、注意が必要です。

※ 抽象的事実の錯誤の検討が必要であるとする立場の答案構成です（p. 156）。

← ここでYの罪数について言及します。